

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	7
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	10

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C04
事業者名：京成バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年9月12日（木曜日）

13時00分から（千葉県）	AB聴聞室
14時00分から（市川市）	AB聴聞室
15時00分から（松戸市）	AB聴聞室
16時00分から（流山市）	AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・市川市長 千葉県市川市八幡1丁目1番1号
- ・松戸市長 千葉県松戸市根本387番地の5
- ・流山市長 千葉県流山市平和台1-1-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)
交計第243号
令和6年9月12日

関東運輸局長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和6年9月12日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号：24C04
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の休止日の繰り上げにあたっては、地元市である市川市、松戸市及び流山市の意見を十分尊重されたい。



市川第 20240902-0374 号
令和 6 年 9 月 9 日

関東運輸局長 様

市川市長 田中 甲
(公 印 省 略)

一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の休止に対する意見聴取について

令和6年8月29日付け関自旅一第521号で通知のあった標記については、意見の聴取を必要としないので、その旨お知らせいたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名
(団体の場合は、意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職業は職業名)

名 称:市川市
住 所:千葉県市川市八幡1丁目1番1号
代表者名:市川市長 田中 甲

2. 意見の聴取を行うこととされていた休止の届出の件名及び番号

件 名:一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
番 号:24C04

3. 意見の聴取を必要としなくなった理由

理 由:令和6年5月25日のダイヤ改正時に運行を取りやめている路線であり、この度の休止についても事前に一般乗合旅客自動車運送事業者より説明があったため。



関東運輸局長 殿

松戸市長 本郷谷 健次



一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の休止に対する意見聴取について

令和6年8月29日付け関自旅一第521号にて通知のありました、標記の件については意見の聴取を必要といたしませんので、その旨お知らせいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者名

(団体の場合は、意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職業又は職名)

- (1) 氏名又は名称：松戸市
- (2) 住 所：千葉県松戸市根本 387 番地の 5
- (3) 代 表 者 名：松戸市長 本郷谷 健次

2. 意見の聴取を行うこととされていた休止の届出の件名及び番号

- (1) 届出件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
- (2) 番 号：24C04

3. 意見聴取を必要としなくなった理由

当該休止の届出をした路線のうち、本市に関連する路線については1日あたり運行本数も多くな
く、休止による影響等も大きくないと思われるため。



令和6年9月3日

関東運輸局長殿

千葉県流山市平和台1-1-1
流山市長 井崎 義治
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和6年9月12日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止

事案番号：24C04

(24C04-3～24C04-21 計：19件)

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

流山市長 井崎 義治

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

上記の事案について、今般休止が予定されている路線（以降、本路線）の利用率が低く、赤字となっていることは市としても承知している一方、通勤時間帯を中心に、一定の利用があることも把握しています。

現在本路線を利用している住民にとって、今般の路線の休止は生活への影響が大きく、代替となる移動手段の検討には時間を要することから、可能な限り休止までの時間的猶予を確保するべきものと考え、道路運送法第15条の2第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げを行わないよう陳情いたします。

以上



令和6年9月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	石塚観光自動車株式会社 (法人番号: 1050001005232) 代表者 木下 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県東茨城郡城里町那珂西2565-5 (本社営業所) 茨城県東茨城郡城里町那珂西2565-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月18日及び令和6年8月6日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年9月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	ベイラインエクスプレス株式会社 (法人番号: 7020001098439) 代表者 森川 孝司
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-10-1 (本社営業所) 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-10
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行指示書の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年9月25日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年9月25日
(2) 事業者の氏名又は名称	東京富士交通株式会社（法人番号：3012701009869） 代表者 俵 徹
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都清瀬市中里6-33-10-102 (川越営業所) 埼玉県川越市久下戸3053-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月26日及び令和6年7月10日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和6年9月30日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社 あおば
	吉岡 寿之
	東京都大田区仲六郷2-8-10
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	蒲田営業所
	東京都大田区東六郷2-19-7-1F
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分40日車
(5) 主な違反事項	定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月22日及び同年4月20日に監査を実施。4件の違反が認められた。</p> <p>(1) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(2) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(3) 事業計画（営業所、自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(4) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項、貨物自動車運送事業報告規則第2条）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 34点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 34点